

移動サービス非営利団体の **ガイドライン** 作成の呼びかけ（案）

2002年 9月 5日

移動サービスあおば 代表活動会員 中野雅司

移動サービスに従事する全国の皆さん、毎日ご苦労さまです。

私たちの仕事は、障害者・高齢者にかかわらず、移動が困難な人たちにとって、たいへん重要で、喜ばれています。そして、まだまだ担い手が不足しています。

仲間を増やしていかなばなりません、現状では安心して活動できない問題点があります。道路運送法（特に80条）の問題、いわゆる白タク問題です。

営利ではなく、福祉を目的として活動しているのに、脅されたり、貶されたりしていたのでは、安心して活動できません。首都圏などの人工密集地では、この問題が顕在化することはありませんが、本来は違法であるという不安を抱えている点では同じです。

そこで、この問題を何とか解決しなければならないと思いますが、できれば行政の側の出方を待つ（他律）のではなく、私たち自らの手で解決（自律）したいものです。

今までの行政の非営利団体への不満は、結局は「安全性」と「料金」に集約できると思います。安全性に極力配慮したシステムを作り、非営利の条件を守っていくことで、道路運送法の改正、または非営利市民団体への適用除外を獲得したいと考えます。

以上のことを踏まえた上で、非営利の市民活動のあり方も含めて検討し、日本全国どこでも守っていけるようなガイドラインを皆さんと作り上げていきたいと思えます。

1、移動サービスの現状と問題点

（1）移動困難者の移動サービスへの需要

・全体的な需要

多い、特に首都圏では極めて多い。どの団体も依頼に対応しきれていない。

移動困難者、またはその介助者が、サービスを知らないか、実施できる団体に行き当たらないで、諦めているケースが多い。

福祉車両と活動会員を増やせば増やすほど、さらに需要も高まってくる。様々なアンケート等による顕在的な需要より、潜在的な需要はずっと高い。

・外出介助を必要とする移動サービスへの需要

これも非常に高い。住宅の状況は、日本と欧米ではまるで異なっている。特に坂の多い住宅地やエレベーターのない団地では、ベッドまたは部屋から道路に出るまでがたいへんな場合が多い。

（2）移動サービスの供給

・全体的な供給

まだまだ少ない。しかも、移動サービス実施団体の形態の多様化が進行し、利用者の費用負担に大きな格差が生じている。

・ 外出介助の供給

極めて少ない。

（3）行政の対応

・移動困難者の移動権の確保

バリアフリー法が成立して、駅のエレベーター設置など、少しずつ改善されてきてはいるが、本格的なバリアフリー化には程遠い。

- ・移動サービス団体への対応

陸運局はタクシー会社等の指摘があれば、いつでも、道路運送法を持ち出して、団体への警告や恫喝を続けている。地域によっては、タクシー会社は、市民団体の活動を営業妨害と見ているのではないかと。一昨年、警察署がある団体の調書を送検したため、送迎活動を止むなく停止したことにより、会員の通院等が非常に困難になったケースもある。移動サービス団体が安心して活動に従事できていない。

2 , 問題点の解決策

(1) 移動サービス団体の育成

行政には住宅と公共施設のバリアフリーの進展を働きかけながら、市民団体としては、移動サービス団体の育成を推進する。

新規団体の立ち上げに際しては、これから作るガイドラインを適応すること。

(2) 道路運送法の改正または適応除外の要求

一定の条件(ガイドライン)を満たしている市民団体については、道路運送法第80条の適応を除外するように求める。さらに、道路運送法自体を改正する提案をする。

3 , ガイドラインの作成

(1) ガイドラインの合意形成

陸運局の対応には地域の格差があるが、行政と何の問題も起きていない団体が議論に加わらないということではなく、白タク問題を根本から解決するためには、全国レベルでの合意形成が必要である。

(2) ガイドラインの議論点

- ・利用の目的

通院等の医療・福祉目的はもちろんのこと、買い物・レジャー・旅行など、健常者の行う全ての目的に対応すべきである。

- ・利用会員の資格

外出困難者であり、会員登録した者。

外出困難者とは、一人では外出が出来ないか、困難である人。車椅子利用者、杖歩行者、視覚障害者など。

または、障害者手帳を有する者、介護保険対象者。

一時的な骨折で回復した場合などは、会員資格を失う。

- ・目的地の範囲

全国無制限。

営利目的ではないので、営業範囲という考えはないので、当然、地域を制限する必要はない。

- ・サービス提供の範囲

外出に伴う介助はできるだけ行うこと。団体でできない場合は、介助者を捜すなど、利用会員を中心に考えること。

- ・活動会員の資格

所定の研修を受け、「研修終了書」を取得した者。

- ・使用車両

福祉車両(リフト、スロープ、回転椅子)と、条件付きの普通乗用車。

- ・団体の条件

福祉目的の会則を有し、活動・決算報告を公開する非営利団体（任意団体～法人）
非営利活動とは、利用会費・カンパ・助成金で行う活動のことである。
9割の収入が税金である介護保険を利用した送迎活動は、営利事業である。
この分野は、別に議論を要する。

- ・保険

自動車任意保険はもちろんのこと、居宅介護事業者向けの賠償責任保険にも加入すること。さらに、より良い保険を追求する。

- ・利用会費

別項目の料金設定を守る。

- ・認定

以上の項目について、第3者の認定機関の認定を受けること。

（3）ガイドライン作成に伴う必要な整備事項

- ・研修機関の設立

地域ごとに、誰もが納得する優秀な講師陣による新しい研修機関を設置する。
運転・車両整備・介助・コーディネーター・事務運営の各コース別。

- ・認定機関の設立

客観的で公正な認定のため、被認定団体とは別の団体の利用会員・活動会員を主体とした幅広い市民によって構成される機関が必要。